

法 学 第 388 号

平成 28 年 7 月 19 日

私立高等学校、特別支援学校、高等課程を置く  
専修学校及び各種学校設置者 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

私立高等学校等学び直し支援補助金の加算に関する届出及び収入状況届出書の提出期限の延長について（通知）

このことについて、平成28年6月23日付け法学第312号「私立高等学校等学び直し支援補助金の加算に関する届出及び収入状況届出書について（通知）」で加算に関する届出及び収入状況届出書（以下：届出等）について平成28年7月15日（金）締切で提出を依頼していたところです。

提出期限内に課税証明書の取得が困難等の理由により、届出等を提出できない生徒がいることから、高等学校等就学支援金同様、提出期限を平成28年7月25日（月）まで延長します。期限内に提出された届出等については、7月～翌年3月分まで継続支給の処理を行います。

担 当：私学振興担当 中村
電 話：019-629-5041
ファクシミリ：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp